No.16

市税だより

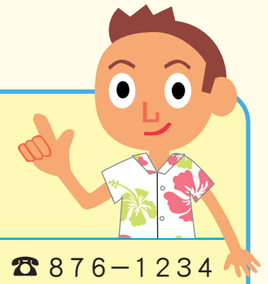

問い合わせ　☎876−1234

●個人および法人市民税、軽自動車税等の賦課に関すること・・・・市民税課　内線（2211～2217）
●固定資産税（土地、家屋および償却資産）の賦課に関すること・・・資産税課　内線（2261～2265）
●市税の徴収や納税相談等に関すること・・・・・・・・・・・・・・納 税 課　内線（2315・2318）

今月の市税だよりは、**納税推進強化月間**についてお知らせします。

■11月・12月は「納税推進強化月間」です。

浦添市では、11月・12月を納税推進強化月間として、沖縄県と共に市税の納付推進を強化します。市民の皆さまから納めていただく税金は、福祉・教育などの身近な行政サービスに使われる大切な財源です。

これまで繰り返し納税の呼び掛けをしても、いまだに納付がない方に対しては、沖縄県と浦添市が共同で滞納整理を行うことになりました。納期内に税を納めた多くの市民との公平・公正性を保つために、納付する資力があるにもかかわらず、滞納を続ける方に対しては、調査の上、財産の差押えなどを行うことがあります。

事情により納付ができない場合は、お早めにご相談ください。市税が滞納になると、年14.6%（注１）の延滞金が加算されます。

（注１）納期限の翌日から１か月を経過するまでの期間は「4.3%」（平成24年中）となりますが、２か月目以降からは、「14.6%」となります。

１．市税の各納期限

税目＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税	1期			2期					3期		4期	
軽自動車税		全額										

納期限は月の末日ですが、金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日が納期限となります。

２．休日納税相談窓口を開設します

平日はお仕事などにより、納付や納税相談ができない方は、是非お気軽にご利用ください。

日　時：平成24年11月・12月の毎週日曜日午前９時から午後５時まで
（※平成24年12月30日を除く）

場　所：浦添市役所　本庁舎２階　納税課窓口

※ご相談を予定される方は、事前に**納税課**までお問い合わせください。

３．納期限までに市税を完納されないと…

督促状の送付
納期限を過ぎても完納とならない場合、20日以内に督促状が発送されます。（地方税法第329条）

↓

文書･電話などによる催告､自宅訪問
文書・電話、自宅訪問などにより、繰り返し納付を呼び掛けます。

↓

納税相談
期限内納付が困難となる事情がある場合は、お早めにご相談ください。
個々の事情を伺い、適切な納付計画を立案していきます。
また、災害、病気など法律の定める困難な事情があると認められる場合には、納税の猶予制度があります。（地方税法第15条）

これまでの度重なる呼び掛けにかかわらず、ご相談、納付がない場合は、
やむを得ず**財産の差押え**を実施することとなります。

財産調査
地方税法・国税徴収法の規定により、金融機関・勤務先・取引先などに対して、質問・検査を実施します。

↓

差押え
地方税法･国税徴収法の規定により、事務所･居宅の捜索を行い、土地、建物、預貯金、給与、生命保険、自動車、動産などの差押えが実施されます。

↓

タイヤロック
自動車の差押えに伴い、タイヤロックを実施することがあります。

↓

公売・換価
インターネットなどを利用した差押え財産の公売、差押えた債権の現金化を行います。

↓

滞納税への充当
換価した現金を滞納税へ充てます。
タイヤロックや財産の差押えなどの滞納処分は滞納税がなくなるまで行われます。

市税の納付には便利な口座振替を是非ご利用ください！

「うっかり忘れ」を防ぐことができ、一度手続きをすると、口座が解約されない限り毎年自動的に引き落とされます。

■ 申込方法
・①納税通知書、②預金通帳、③通帳印を持って金融機関窓口でお申込みください。
※ゆうちょ銀行では、納税通知書の口座振替依頼書でのお申込みはできませんので、備え付けてある依頼書でお申込みください。

・振替のできる金融機関
琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、コザ信用金庫、ゆうちょ銀行

■ 注 意 点
・お申込みから振替開始まで、１～２か月程度かかります。
・残高不足にご注意ください。残高不足の場合の再振替はできません。
・第１期から第４期までの納期以外、随時の納期分および滞納税納付の口座振替はできません。